

# 大阪市海老江下水処理場改築更新事業 事業契約の内容について

大阪市は、「大阪市海老江下水処理場改築更新事業」（以下、「本事業」という。）の事業契約を締結したため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

平成 29 年 9 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文

## 1 公共施設等の名称及び立地

### ① 名称

海老江下水処理場

### ② 立地

大阪市福島区大開 3 丁目及び大開 4 丁目、此花区高見 1 丁目

## 2 選定事業者の商号又は名称

大阪市中央区南船場一丁目 14 番 10 号

海老江ウォーターリンク株式会社

代表取締役 中村 秀一

## 3 契約期間

平成 29 年 9 月 25 日から平成 51 年 9 月 30 日まで

## 4 契約金額

26,770,806,726 円（税込）

## 5 公共施設等の整備等の内容

### ① 排除方式

合流式（一部分流）

### ② 施設の処理能力

77,000m<sup>3</sup>/日

### ③ 処理方式

循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤添加型）及び嫌気無酸素好気法

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（甲：大阪市建設局、乙：海老江ウォーターリンク株）

### 第 67 条 （甲の事由による解除）

甲は、本事業の実施の必要がなくなった又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に乙に通知のうえ、本契約（付帯事業に関する部分を含む。）の全部又は一部を解除することができる。

### 第 68 条 （乙の債務不履行等による解除）

1 次の各号の一に該当するときは、甲は、特段の催告をすることなく、本契約（付帯事業に関する部分を含む。以下本条において同じ。）の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ甲が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき乙から甲が満足する説明が得られないとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 性能評価検証業務開始予定日から 60 日が経過しても性能評価検証業務の着手ができないとき又は性能評価検証業務開始予定日から 60 日以内に性能評価検証業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 保全管理業務開始予定日から 60 日が経過しても保全管理業務の着手ができないとき又は保全管理業務開始予定日から 60 日以内に保全管理業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (4) 乙が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。
- (5) 乙が、性能評価検証業務報告書又は保全管理業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (6) 乙が本契約上の義務に違反し、かつ甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (7) 落札者が本事業に係る入札手續において重大な法令の違反をしたとき。

- (8) 基本協定が解除されたとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当したとき。
- ア 役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方がアないしオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本契約にかかる下請契約等に当たって、アないしオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) 前各号に規定する場合のほか、乙が法令等又は本契約に違反し、その違反により本事業の目的を達することができない又は本事業を継続することが適当でないと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項各号に定めるところのほか、第43条及び第53条の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、乙が実施する性能評価検証業務又は保安全管理業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、第43条及び第53条の定めるところに従って乙に対してその是正を勧告するほか、別紙8(サービス購入料の減額の基準と方法)の定めるところに従い本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### 第69条 (甲の債務不履行による解除等)

- 1 甲が本契約上の義務に違反し、かつ乙による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、乙は、本契約(付帯事業に関する部分を含む。)の全部を解除することができる。
- 2 甲が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大

臣が決定する率を乗じて計算した額（1年を365日として日割計算とする。）を乙に対し遅延損害金として支払う。

#### 第70条（法令の変更及び不可抗力）

- 1 法令の変更若しくは不可抗力により損害、損失若しくは費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って本施設の整備ができなくなったとき、性能評価検証業務若しくは保全管理業務の遂行ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本施設の整備又は性能評価検証業務若しくは保全管理業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、乙は甲に対して、速やかにその旨を通知するものとし、甲及び乙は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議する。
- 2 法令の変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、甲は乙に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。乙は、当該指示に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙5（法令変更による費用の負担割合）及び別紙6（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に記載する負担割合による。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令の変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、甲は、本契約（付帯事業に関する部分を含む。以下本条において同じ。）の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲は、法令の変更又は不可抗力による甲の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

### 7 契約終了時の措置に関する事項

本事業に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（甲：大阪市建設局、乙：海老江ウォーターリンク株）

#### 第66条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、本契約成立日から別紙2所定の本事業期間終了日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。
- 2 前項にかかわらず、付帯事業期間の終了日が前項の契約期間よりも後になる場合は、付帯事業に関する部分についてのみ本契約の効力は存続する。
- 3 甲及び乙は、本事業期間終了後における本施設の保全管理に関し、別紙2所定の本事業期間終了日の3年前より協議を開始する。

#### 第72条（引渡日前の解除の効力）

- 1 引渡日（同日を含まない。）前に第67条ないし第70条の定めるところにより本契約が解除

された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従って、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱う。

- (1) 第 68 条に定めるところにより本契約が解除された場合で、甲が当該解除後に本施設を利用するときは、甲は、乙の費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。甲が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、甲は、その対価の支払債務と、第 74 条第 1 項及び同条第 3 項に定めるところの乙に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより乙に対して支払う。また、これにより甲のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス購入料 A-1 を別紙 3（サービス購入料）に定めるところに従い支払う。
- (2) 第 67 条又は第 69 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、甲は、自らの費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行う。この場合、甲は乙に対して、その対価及び第 74 条第 5 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス購入料 A-1 を、別紙 3（サービス購入料）に定めるところに従い支払う。
- (3) 第 70 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、甲は、自らの費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行う。この場合、甲は乙に対し、その対価に支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス購入料 A-1 を、別紙 3（サービス購入料）に定めるところに従い支払う。
- (4) 前各号に定めるところの検査に際して甲が必要と認めるときは、甲は、その理由を事前に

乙に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると甲が判断したときは、甲は乙に対して、そのいずれかを請求することができ、乙はこれに従う。この場合、解除が第 67 条、第 69 条又は第 70 条に基づくときは、甲がその費用相当額及び第 74 条第 5 項に定めるところの損害賠償額（損害賠償額については第 67 条又は第 69 条に基づくときに限る。）並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第 68 条に基づくときは、乙がその費用相当額並びに第 74 条第 1 項及び第 3 項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第 88 条に基づく遅延利息を負担する。ただし、乙が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、甲は乙に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 68 条による解除の場合は乙がこれを負担し、甲の求めるところに従って支払う。この場合、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

#### 第 73 条（引渡日以降の解除の効力）

1 引渡日以降に第 67 条ないし第 70 条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、甲は、第 36 条に定めるところに従って引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有する。

2 前項の場合、甲は、本契約が解除された日から 10 日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、乙に対してその修補を求めることができる。乙は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに甲に対してその旨を通知する。甲は、当該通知の受領後 10 日以内に修補の完了検査を行う。

3 前項の手続終了後、乙は、速やかに性能評価検証業務又は保全管理業務を、甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとし、甲又は当該第三者が性能評価検証業務又は保全管理業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。

4 前項の定めるところに従って、甲が性能評価検証業務又は保全管理業務を引き継いだ後、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱う。

(1) 本契約の解除が第 68 条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス購入料のうち未払いの既履行の業務に係る対価を、別紙 3（サービス購入料）の定めるところに従い支払う。

(2) 本契約の解除が第 67 条又は第 69 条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス購入料のうち未払いの既履行の業務に係る対価を、別紙 3（サービス購入料）の定めるところに従い支払うとともに、第 74 条第 5 項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき

支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を、一括払い又は分割払いにより乙に対し支払う。

(3) 本契約の解除が第70条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス購入料のうち未払いの既履行の業務に係る対価を、別紙3（サービス購入料）の定めるところに従い支払うとともに、乙性能評価検証業務又は保全管理業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払う。

(4) 前各号の場合において、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する性能評価検証業務又は保全管理業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算して支払いを行う。

#### 第74条（違約金及び損害賠償）

1 第68条の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対し、設計・建設期間（性能評価検証期間を除く。）中の解除の場合はサービス購入料A-1の100分の10に相当する額、性能評価検証期間中の解除の場合はサービス購入料A-2及びサービス購入料A-3の合計額の100分の10に相当する額、保全管理期間中の解除の場合はサービス購入料B-1及びサービス購入料B-2の合計額の100分の10に相当する額を、それぞれ違約金として甲の指定する期限までに支払う。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第68条の規定により本契約が解除された場合に該当するものとみなし、前項の規定を適用する。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第7条第1項ないし第3項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結を含む。）が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

4 第68条に基づく解除に起因して甲が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、乙は、その差額を甲の請求するところから支払う。

5 第67条又は第69条の規定により本契約が解除された場合、甲は、当該解除により乙が被った損害額を、乙の請求するところから支払う。

#### 第75条（保全義務）

乙は、解除の通知がなされた日から第72条第1項による引渡し又は第73条第3項による性能評価検証業務又は保全管理業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（出来形部分を含む。）につ

いて、自らの責任において、最小限度の保全措置をとらなければならない。ただし、第 68 条以外の規定により本契約が解除された場合、乙は、かかる最小限度の保全措置のために負担した合理的な費用について、甲に請求することができる。

#### 第 76 条（関係書類の引渡し等）

- 1 乙は、第 72 条第 1 項による引渡し又は第 73 条第 3 項に基づく性能評価検証業務又は保全管理業務の引継ぎの完了と同時に、甲に対して、設計図書及び完成図書（ただし、既に乙が提出しているものを除く。また、本契約が本施設に係る性能評価検証業務の開始前に解除された場合、図面等については乙が既に作成を完了しているものに限る。）その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに本施設の性能評価検証業務又は保全管理業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡す。
- 2 甲は、前項に基づき提出を受けた図書等が無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

#### 第 77 条（所有権の移転）

乙は、第 72 条第 1 項に基づき本施設又はその出来形の所有権を甲に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を甲に対して移転しなければならない。

以 上